

Radiata Increase



FP2級 2020 年 9 月 個人資産相談業務 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



— 解答にあたっての注意 —

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2020年4月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。
なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮
しないものとします。
2. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

-----《設 例》-----

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（47歳）は、会社員の妻Bさん（48歳）および大学生の長女Cさん（19歳）との3人暮らしである。Aさんは、住宅ローンの返済や教育費の支払など、今後の資金計画を再検討するなかで、老後の生活資金等について、そろそろ準備をしておきたいと考えるようになった。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（1973年6月12生まれ・47歳・会社員）

- ・公的年金加入歴： 下図のとおり（60歳定年時までの見込みを含む）
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・X社が実施している確定給付企業年金の加入者である。

20歳	22歳	60歳
国民年金	厚生年金保険	
保険料納付済期間 (34月)	被保険者期間 (84月)	被保険者期間 (362月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額40万円)

(2) 妻Bさん（1972年7月10生まれ・48歳・会社員）

- ・公的年金加入歴： 20歳から22歳の大学生であった期間（33月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間（305月）は厚生年金保険に加入。妻Bさんは、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・勤務先は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していない。

(3) 長女Cさん（2000年12月19生まれ・19歳・大学生）

- ・Aさんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Bさんおよび長女Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが、60歳でX社を定年退職し、その後再就職等をしていない場合、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2020年度価額）を計算した次の＜計算の手順＞の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞および下記の＜資料＞に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□ □□」で示してある。

＜計算の手順＞

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入） （①）円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - （1）報酬比例部分の額（円未満四捨五入） （②）円
 - （2）経過的加算額（円未満四捨五入） （③）円
 - （3）基本年金額（上記「（1）＋（2）」の額） □□□円
 - （4）加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）
 - （5）老齢厚生年金の年金額 （④）円

＜資料＞

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$781,700円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年}3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年}4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,630円×被保険者期間の月数

$$- 781,700円 \times \frac{\text{1961年}4\text{月以後で}20\text{歳以上}60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝390,900円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【答え】

①老齢基礎年金の計算方法は、
満額の年金額×(保険料納付済み期間+免除期間)÷480月(40年×12ヶ月)

Aさんの場合には保険料納付済み期間は34月+84月+362=480月で免除期間はありません。

20歳	22歳		60歳
国民年金	厚生年金保険		
保険料納付済み期間 (34月)	被保険者期間 (84月)	被保険者期間 (362月)	
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額40万円)	

計算すると

781,700円×480÷480=781,700円

円未満四捨五入により老齢基礎年金額は781,700円

(1)報酬比例部分の額=(a)+(b)

㉑ 2003年3月以前の期間分

平均標準報酬月額×7.125÷1,000×2003年3月以前の被保険者期間の月数

28万円×7.125÷1,000×84=167,580円

㉒ 2003年4月以後の期間分

平均標準報酬月額×5.481÷1,000×2003年4月以後の被保険者期間の月数

40万円×5.481÷1,000×362=793,648.8円

㉑+㉒

167,580円+793,648.8円=961,228.8円

②報酬比例部分の額=961,229円

経過の加算額

(2) 経過の加算額 (円未満四捨五入) = $1,625 \text{ 円} \times \text{被保険者期間の月数} - 781,700 \text{ 円} \times \text{昭和 36 年 4 月以後で 20 歳以上 60 歳未満 の厚生年金保険の被保険者期間の月数} \div 480$

20歳	22歳		60歳
国民年金	厚生年金保険		
保険料納付済期間 (34月)	被保険者期間 (84月)	被保険者期間 (362月)	
	(2003年 3 月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年 4 月以後の 平均標準報酬額40万円)	

老齢厚生年金の被保険者期間の月数は 446 月です。

昭和 36 年 4 月以後で 20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数も 446 月となります。

$$1,630 \text{ 円} \times 446 \text{ 月} - 781,700 \text{ 円} \times 446 \text{ 月} \div 480 \text{ 月} = 650 \\ (726,980 - 726,330)$$

③経過の加算額=650 円

(3) 基本年金額=961,229 円 (報酬比例部分の額) + 650 円 (経過の加算額) = 961,879 円

(4) 加給年金は、厚生年金保険の被保険者期間が **20 年以上(240 月)** ある方が、65 歳到達時点で、その方に **生計を維持されている配偶者または子(18 歳になって最初の 3 月 31 日まで)** がいるときに加算されます。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（1973年6月12生まれ・47歳・会社員）

- ・ 公的年金加入歴： 下図のとおり（60歳定年時までの見込みを含む）
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・ X社が実施している確定給付企業年金の加入者である。

20歳	22歳		60歳
国民年金	厚生年金保険		
保険料納付済期間 (34月)	被保険者期間 (84月)	被保険者期間 (362月)	
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬月額40万円)	

(2) 妻Bさん（1972年7月10生まれ・48歳・会社員）

- ・ 公的年金加入歴： 20歳から22歳の大学生であった期間（33月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間（305月）は厚生年金保険に加入。妻Bさんは、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・ 勤務先は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していない。

(3) 長女Cさん（2000年12月19生まれ・19歳・大学生）

- ・ Aさんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

本問の場合には妻Bさんは収入がありAさんが生計を維持しているとはいえ、Aさん65歳到達時もBさんは既に年金の受給を開始しているため加給年金は**支給されません**。

④老齢厚生年金の年金額=961,879 円

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす方法として確定拠出年金の個人型年金（以下、「個人型年金」という）について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「Aさんおよび妻Bさんは、老後の年金収入を増やす方法として、個人型年金に加入することができます。拠出できる掛金の限度額は、Aさんの場合は年額 144,000 円、妻Bさんの場合は年額（①）円です。Aさんおよび妻Bさんが 60 歳到達時に老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が（②）年以上必要となります」

II 「個人型年金のメリットの1つとして、税制の優遇措置が挙げられます。拠出する掛金は全額（③）として所得控除の対象となります。また、老齢給付金を年金で受け取った場合、当該給付金は雑所得として総合課税の対象となりますが、老齢基礎年金および老齢厚生年金と同様に公的年金等控除の対象となります。なお、個人型年金は、Aさんの指図に基づく運用実績により、将来の年金受取額が増減する点に留意する必要があります」

— 〈語句群〉 —

イ. 5	ロ. 10	ハ. 15	ニ. 240,000	ホ. 276,000	ヘ. 816,000
ト. 生命保険料控除	チ. 小規模企業共済等掛金控除	リ. 社会保険料控除			

【答え】

確定拠出年金の個人型(iDeCo)は 60 歳未満の自営業者等、厚生年金保険の被保険者、専業主婦等が加入できる年金制度である。

企業年金のある会社員や公務員、私学共済加入者は年額 144,000 円まで、専業主婦等の拠出限度額は年額 276,000 円である。

60 歳から年金資産を受け取るには、iDeCo に加入していた期間等(通算加入者等期間が 10 年以上必要で、通算加入者等期間が 10 年に満たない場合は、受給可能な年齢が繰り下げられる。

個人型年金の加入者が拠出した分の掛金は、その全額が小規模企業共済等掛金控除の所得控除対象になります。

従って、正解は『①ホ. 276,000 ②ロ. 10 ③チ. 小規模企業共済等掛金控除』です。

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、各種のアドバイスをした。Mさんがアドバイスした次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんおよび妻Bさんには、特別支給の老齢厚生年金の支給はありません。原則として、65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することになります」

② 「確定拠出年金の個人型年金は、Aさん自身の都合で任意に中途脱退することができます。脱退した場合に受け取る脱退一時金は、一時所得の収入金額として総合課税の対象となります」

③ 「長女Cさんは、2020年12月から国民年金の保険料を納付する必要がありますが、Aさんおよび妻Bさんの前年所得が一定額以下の場合、長女Cさんは国民年金の学生納付特例制度を利用することができます」

【答え】

①適切○

特別支給の老齢厚生年金は、男性では生年月日が昭和 36 年 4 月 2 日以降の人、女性では 5 年遅れで生年月日が昭和 41 年 4 月 2 日以降の人には支給されません。

支給開始年齢については、

生年月日(女性 は 表記より 5 年遅れ)	支給年齢
昭和 28 年 4 月 1 日以前	60
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	61
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	62
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	63
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	64

< Aさんとその家族に関する資料 >

(I) Aさん (1973年 6 月12日生まれ・47歳・会社員)

Aさんは、1973 年（昭和 48 年）6 月生まれの男性ですので、**支給対象外**です。

②不適切×

iDeCo は中途解約は出来ず、加入していた期間 **10 年以上**で受給可能となり、通算加入者等期間が 10 年 に満たない場合は、受給可能な年齢が繰り下げられる。

③不適切×

第1号被保険者で、本人の**所得が一定以下の学生**は、申請によって学生納付制度の適用を受けることができます。

親の所得ではありません。

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（40歳）は、将来に向けた資産形成のため、上場株式に投資したいと考えている。Aさんは、X社株式（東京証券取引所市場第一部）の配当利回りに魅力を感じているが、購入する前に国内の株式市場にも影響を与える米国の経済指標や上場株式の購入方法等について理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜X社株式の関連情報＞

- ・株価：3,800円
- ・発行済株式数：8億株
- ・決算期：2020年11月30日（月）（配当の権利が確定する決算期末）

＜X社の財務データ＞

（単位：百万円）

	49 期	50 期
資産の部合計	3,160,000	3,200,000
負債の部合計	1,240,000	1,200,000
純資産の部合計	1,920,000	2,000,000
売上高	2,800,000	2,900,000
営業利益	360,000	380,000
経常利益	330,000	360,000
当期純利益	240,000	255,000
配当金総額	96,000	96,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 《設例》の＜X社株式の関連情報＞および＜X社の財務データ＞に基づいて算出される次の①、②を求めなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は、％表示の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。

① 50期におけるROE（自己資本は49期と50期の平均を用いる）

② 50期における配当利回り

【答え】

①ROEとは、自己資本利益率として、自己資本(純資産)を使い、どの程度の利益を上げられたかを見る指標で、数値が高いほど収益性は高いと判断できます。

式 $ROE = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$

自己資本(1兆9200億+2兆円) $\div 2 = 1$ 兆9600億円

X社の場合には、 $2,550 \text{億円} \div 1 \text{兆}9600 \text{億円} \times 100 = 13.010\cdots$

小数点以下第3位を四捨五入により **13.01%**

< X社株式の関連情報 >

- ・株価 : 3,800円
- ・発行済株式数 : 8億株
- ・決算期 : 2020年11月30日 (月) (配当の権利が確定する決算期末)

< X社の財務データ >

(単位 : 百万円)

	49 期	50 期
資産の部合計	3,160,000	3,200,000
負債の部合計	1,240,000	1,200,000
純資産の部合計	1,920,000	2,000,000
売上高	2,800,000	2,900,000
営業利益	360,000	380,000
経常利益	330,000	360,000
当期純利益	240,000	255,000
配当金総額	96,000	96,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

②配当利回りとは購入した株価に対して1年間でどれだけの配当を受けられるかを示すもの。

1株あたり年間配当金/株価×100

X 社の場合には

1 株あたりの年間配当金=960 億÷8 億=120 円

120 円÷3,800 円×100=3.1578…

小数点以下第 3 位を四捨五入により 3.16%

< X 社株式の関連情報 >

- ・株価 : 3,800円
- ・発行済株式数 : 8 億株
- ・決算期 : 2020年11月30日 (月) (配当の権利が確定する決算期末)

< X 社の財務データ >

(単位 : 百万円)

	49 期	50 期
資産の部合計	3,160,000	3,200,000
負債の部合計	1,240,000	1,200,000
純資産の部合計	1,920,000	2,000,000
売上高	2,800,000	2,900,000
営業利益	360,000	380,000
経常利益	330,000	360,000
当期純利益	240,000	255,000
配当金総額	96,000	96,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、米国の経済指標等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「米国のISM製造業景況感指数は、製造業の購買・供給管理責任者を調査対象にした企業の景況感を反映した指標です。通常、当該指数が100%を上回ると景気拡大、100%を下回ると景気後退と判断されます」

② 「米国の雇用統計は、米国の労働省から四半期ごとに発表される指標です。非農業部門雇用者数や失業率などの数値は、株式市場や為替市場などの市場参加者が注視する重要な経済指標です」

③ 「米国の政策金利は、連邦準備制度理事会（FRB）が開催する連邦公開市場委員会（FOMC）により決定されます。2019年は、米国景気の堅調さを反映し、3回の利上げを行っています」

【答え】

①不適切×

ISM 製造業景況感指数では数値が 50%以上であれば景気拡大、50%以下は景気後退と判断します。

②不適切×

米国の雇用統計の発表は毎月行われます。

③不適切×

FOMC が政策金利として 2019 年には利下げを 3 回行いました、

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、X社株式の購入について説明した。Mさんが説明した 次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙 に記入しなさい。

① 「Aさんが特定口座（源泉徴収あり）においてX社株式を株価 3,800 円で 100 株購入し、同年中に株価 4,000 円で全株売却した場合、その他の取引や手数料等を考慮しなければ、売買益 2 万円に対して 20.315%相当額が源泉徴収等されます」

② 「AさんがX社株式の次回の配当を受け取るためには、権利付き最終日までにX社株式を購入しておく必要があります。X社株式の権利付き最終日は、権利確定日の3営業日前である2020年11月25日（水）です」

③ 「50期におけるX社株式のPBRは、1.52倍です。一般に、PBRが高いほうが株価は割安と判断されますが、何倍程度が妥当であるかは、同業他社との比較や過去のトレンドを確認するなど、相対的な数値として捉えることが大切です」

【答え】

①適切○

源泉徴収ありの特定口座における株式の取引では、**20.315%**(所得税・復興特別所得税 15.315%、住民税 5%)が源泉徴収となります。

〈購入時〉X社株を1株3,800円で100株購入した場合 $3,800 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} = 38 \text{ 万円}$

〈売却時〉1株4,000円で全株売却した場合 $4,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} = 40 \text{ 万円}$

売却益 2 万円

②不適切×

株式の配当金の受け取りなどの際には、権利確定日までに対象の株主になっている必要があり、**約定日を含めた 3 営業日目**に受け渡しとなります。（土日祝を除く）

従って 2020 年 11 月 30 日（月）を受け渡しとすると、11 月 26 日（木）が約定日となります。

③不適切×

PBRとは、株価が1株あたりの純資産の何倍で買われているかを示す指標です。PBRは**高いほど割高、低いほど割安**と評価できます。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

-----《設 例》-----

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長女Cさんとの3人家族である。Aさんは、2020年中に長女Cさんの入院・手術費用として医療費25万円を支払ったため、医療費控除の適用を受けたいと思っている。なお、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん (55歳) : 会社員
妻Bさん (53歳) : 専業主婦。2020年中の収入はない。
長女Cさん(20歳) : 大学生。2020年中の収入はない。

＜Aさんの2020年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額 : 800万円
(2) 不動産所得の金額 : ▲100万円（白色申告）
 ・損失の金額100万円のうち、土地等の取得に係る負債の利子20万円を含む。

※妻Bさんおよび長女Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2020年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 所得税における医療費控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「通常の医療費控除は、その年分の総所得金額等の合計額が 200 万円以上である居住者の場合、その年中に支払った医療費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が（ ① ）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高 200 万円）をその居住者のその年分の総所得金額等から控除します。また、通常の医療費控除との選択適用となるセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）では、定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っている者が自己または自己と生計を一にする配偶者等のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、その額が（ ② ）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高（ ③ ）円）を総所得金額等から控除 することができます」

＜通常の医療費控除額の算式＞

$$\left\{ \begin{array}{|l|} \hline \text{その年中に} \\ \text{支払った医} \\ \text{療費の総額} \\ \hline \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{|l|} \hline \text{保険金など} \\ \text{で補填され} \\ \text{る金額} \\ \hline \end{array} \right\} - (\text{ ① }) \text{円} = \begin{array}{|l|} \hline \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \\ \hline \end{array}$$

＜セルフメディケーション税制に係る医療費控除額の算式＞

$$\left\{ \begin{array}{|l|} \hline \text{その年中に} \\ \text{支払った特} \\ \text{定一般用医} \\ \text{薬品等購入} \\ \text{費の総額} \\ \hline \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{|l|} \hline \text{保険金など} \\ \text{で補填され} \\ \text{る金額} \\ \hline \end{array} \right\} - (\text{ ② }) \text{円} = \begin{array}{|l|} \hline \text{セルフメディケー} \\ \text{ション税制に係る} \\ \text{医療費控除額} \\ \text{(最高 (③) 円)} \\ \hline \end{array}$$

〈数値群〉

イ. 12,000	ロ. 24,000	ハ. 38,000	ニ. 68,000	ホ. 88,000
ヘ. 100,000	ト. 120,000	チ. 150,000	リ. 200,000	

【答え】

①医療費控除の控除額は、その年中に支払った医療費の合計額(保険金等により補てんされる部分の金額を除く)から、その年分の総所得金額等の5%相当額または10万円のいずれか低い方の金額を控除して算出されます。

上限は200万円まで。

②③セルフメディケーション税制(医療控除の特例)は、健康増進や病気予防への取り組みを行う個人が、納税者本人または、生計を一にする配偶者や親族に係る一定のスイッチOTC医薬品を支払った場合、その年中に支払った額が12,000円を超える部分が所得控除の対象となり、上限88,000円となります。

従って、正解は『①へ. 100,000 ②イ. 12,000 ③ホ. 88,000』です。

《問8》 Aさんの2020年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんは不動産所得の金額に損失が生じているため、確定申告をすることによって、純損失の繰越控除の適用を受けることができます」

② 「Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、38万円です」

③ 「医療費控除については、年末調整では適用を受けることができないため、医療費控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告が必要となります」

【答え】

①不適切×

損益通算を行い、なお控除しきれない損失額は青色申告により、翌年以降3年間の繰越が可能です。

②適切○

配偶者控除では納税者と生計を一にする配偶者で、

- ・配偶者の合計所得金額が38万円以下(年収103万円以下)
- ・納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下

の場合に適用されます。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん (55歳) : 会社員

妻Bさん (53歳) : 専業主婦。2020年中の収入はない。

長女Cさん (20歳) : 大学生。2020年中の収入はない。

＜Aさんの2020年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額 : 800万円

(2) 不動産所得の金額 : ▲100万円 (白色申告)

・損失の金額100万円のうち、土地等の取得に係る負債の利子20万円を含む。

資料から、Aさん、Bさんの所得ともに問題なく、支給対象です。

納税者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象者
900万円以下	38万円	48万円
900万円～950万円以下	26万円	32万円
950万円～1,000万円以下	13万円	16万円

③適切○

給与所得者は年末調整により、適正な税額の計算が行われる
確定申告は不要ですが、医療費控除や寄附金控除、雑損控除は年末
調整では計算されないなので、確定申告する必要があります。

《問9》 Aさんの2020年分の所得税における課税総所得金額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。
 なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額		(①) 円
	医療費控除	□□□円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	(②) 円
	基礎控除	(③) 円
(b) 所得控除の額の合計額		2,900,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		□□□円

＜資料＞ 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

【答え】

①総所得金額の計算では、総合課税の所得を合算し、損益通算して算出します。

総合課税は①利子所得 ②配当所得 ③不動産所得 ④事業所得 ⑤給与所得 ⑥譲渡所得（土地や建物、株式の譲渡所得以外）

損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた（赤字が出た）場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

< Aさんの2020年分の収入等に関する資料 >

(1) 給与収入の金額 : 800万円

(2) 不動産所得の金額 : ▲100万円（白色申告）

・損失の金額100万円のうち、土地等の取得に係る負債の利子20万円を含む。

Aさんの収入は給与収入と不動産所得です。

・給与所得=給与収入-給与所得控除額

資料より、

800万円×(800万円×10%+110万円)=610万円

<資料> 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

不動産所得は損益通算の対象であり、土地取得のための借入金の利子20万円（建物はOK）は損益通算の対象外です。

従って、不動産所得は▲80万円です。

総所得は610万円-80万円=530万円

②扶養控除については、配偶者以外で納税者本人と生計を一にする親族が対象で、対象となる親族の合計所得金額が 38 万円以下の場合に適用可能です。

		特定扶養親族		老人扶養親族
控除対象年齢	16 歳～19 歳未満	19 歳～23 歳未満	23 歳～70 歳未満	70 歳以上
控除額	38 万円	63 万円	38 万円	同居 58 万円 別居 48 万円

< A さんとその家族に関する資料 >

A さん (55 歳) : 会社員

妻 B さん (53 歳) : 専業主婦。2020 年中の収入はない。

長女 C さん (20 歳) : 大学生。2020 年中の収入はない。

A さん家族では、長女 C さんが特定扶養親族に該当しますので、63 万円の控除対象です。

③2020 年より、基礎控除が引き上げられました。
合計所得金額が 2,400 万円以下の場合、一律 38 万円から 48 万円へ変更となりました。

合計所得金額	所得税	住民税
2,400 万円以下	48 万円	43 万円
2,400 万円～2,450 万円以下	32 万円	29 万円
2,450 万円～2,500 万円以下	16 万円	15 万円
2,500 万円～	適用なし	適用なし

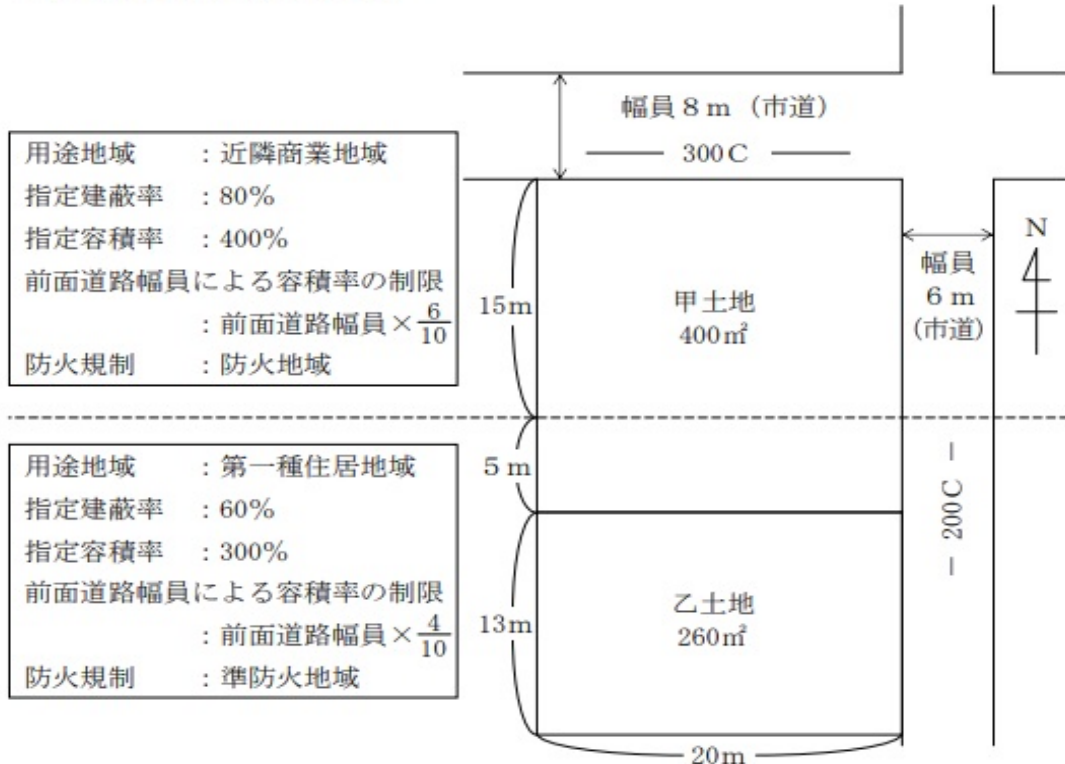
合計所得金額が 530 万円の A さんは 48 万円の基礎控除を受けられます。

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（62歳）は、5年前に父親の相続により取得した甲土地および乙土地を所有している。父親の存命中から、甲土地は月極駐車場、乙土地は地元建設会社の資材置場として賃貸している。Aさんは、甲土地と乙土地を一体とした有効活用（賃貸マンションの建築等）の方法を検討している。

＜甲土地および乙土地の概要＞



- ・ 甲土地のうち、近隣商業地域に属する部分は300㎡、第一種住居地域に属する部分は100㎡である。
- ・ 甲土地、甲土地と乙土地を一体とした土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。
- ・ 甲土地および乙土地は、三大都市圏以外の地域に所在する。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 甲土地と乙土地を一体とした土地に耐火建築物を建築する場合、建蔽率の上限となる建築面積と容積率の上限となる延べ面積を計算した次の＜計算の手順＞の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」「㉑・㉒・㉓・㉔」で示してある。

＜計算の手順＞

1. 建蔽率の上限となる建築面積

(1) 近隣商業地域の部分 $300 \text{ m}^2 \times (\text{①}) \% = (\text{㉑}) \text{ m}^2$

(2) 第一種住居地域の部分 $360 \text{ m}^2 \times \square\square\square \% = (\text{㉒}) \text{ m}^2$

(3) 建蔽率の上限となる建築面積 $(\text{㉑}) \text{ m}^2 + (\text{㉒}) \text{ m}^2 = (\text{②}) \text{ m}^2$

2. 容積率の上限となる延べ面積

(1) 近隣商業地域の部分 ・ 指定容積率：400% ・ 前面道路幅員による容積率の制限： $\square\square\square\%$ したがって、上限となる容積率は、 $\square\square\square\%$ である。 延べ面積の限度： $300 \text{ m}^2 \times \square\square\square \% = (\text{㉓}) \text{ m}^2$

(2) 第一種住居地域の部分 ・ 指定容積率：300% ・ 前面道路幅員による容積率の制限： $\square\square\square\%$ したがって、上限となる容積率は、 $\square\square\square\%$ である。 延べ面積の限度： $360 \text{ m}^2 \times (\text{③}) \% = (\text{㉔}) \text{ m}^2$

(3) 容積率の上限となる延べ面積 $(\text{㉓}) \text{ m}^2 + (\text{㉔}) \text{ m}^2 = (\text{④}) \text{ m}^2$

【答え】

①【建ぺい率】

建築面積=敷地面積×建ぺい率

防火規制の異なる土地に建築物を建築する場合には、その敷地全部について、厳しい方の規制が適用されます。また

- ・耐火建築物を準防火地域および防火地域内で建築する場合
- ・特定行政庁が指定する角地である場合

いずれかの場合には建ぺい率の緩和を受けることができ、それぞれの場合で 10%(両方に該当する場合には 20%)の緩和を受けられます。

また、指定建ぺい率が 80%の場合で、防火地域に耐火建築物を建築する場合には建ぺい率の制限はありません。(100%となる)

<計算の手順>

1. 建蔽率の上限となる建築面積

(1) 近隣商業地域の部分 $300 \text{ m}^2 \times (\text{①}) \% = (\text{㉑}) \text{ m}^2$

(2) 第一種住居地域の部分 $360 \text{ m}^2 \times \square\square\square \% = (\text{㉒}) \text{ m}^2$

(3) 建蔽率の上限となる建築面積 $(\text{㉑}) \text{ m}^2 + (\text{㉒}) \text{ m}^2 = (\text{②}) \text{ m}^2$

The diagram shows a rectangular plot divided into two lots, A (top) and B (bottom), by a horizontal dashed line. The plot is bounded by a road on the top and a road on the right. The width of the plot is 20m. The height of lot A is 15m, and the height of lot B is 13m. The total height of the plot is 28m. The width of the road on the right is 6m. The width of the road on the top is 8m. The plot is divided into two lots, A and B, by a horizontal dashed line. The width of the plot is 20m. The height of lot A is 15m, and the height of lot B is 13m. The total height of the plot is 28m. The width of the road on the right is 6m. The width of the road on the top is 8m.

項目	甲土地 (400㎡)	乙土地 (260㎡)
用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域
指定建蔽率	80%	60%
指定容積率	400%	300%
前面道路幅員による容積率の制限	$\text{前面道路幅員} \times \frac{6}{10}$	$\text{前面道路幅員} \times \frac{4}{10}$
防火規制	防火地域	準防火地域

- 従って、正解は『①80% ②588 m²』です。

②【容積率】

[計算式]

容積率=延べ面積÷敷地面積

延べ面積=敷地面積×容積率

・容積率の制限

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が 2 つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が 12m 以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

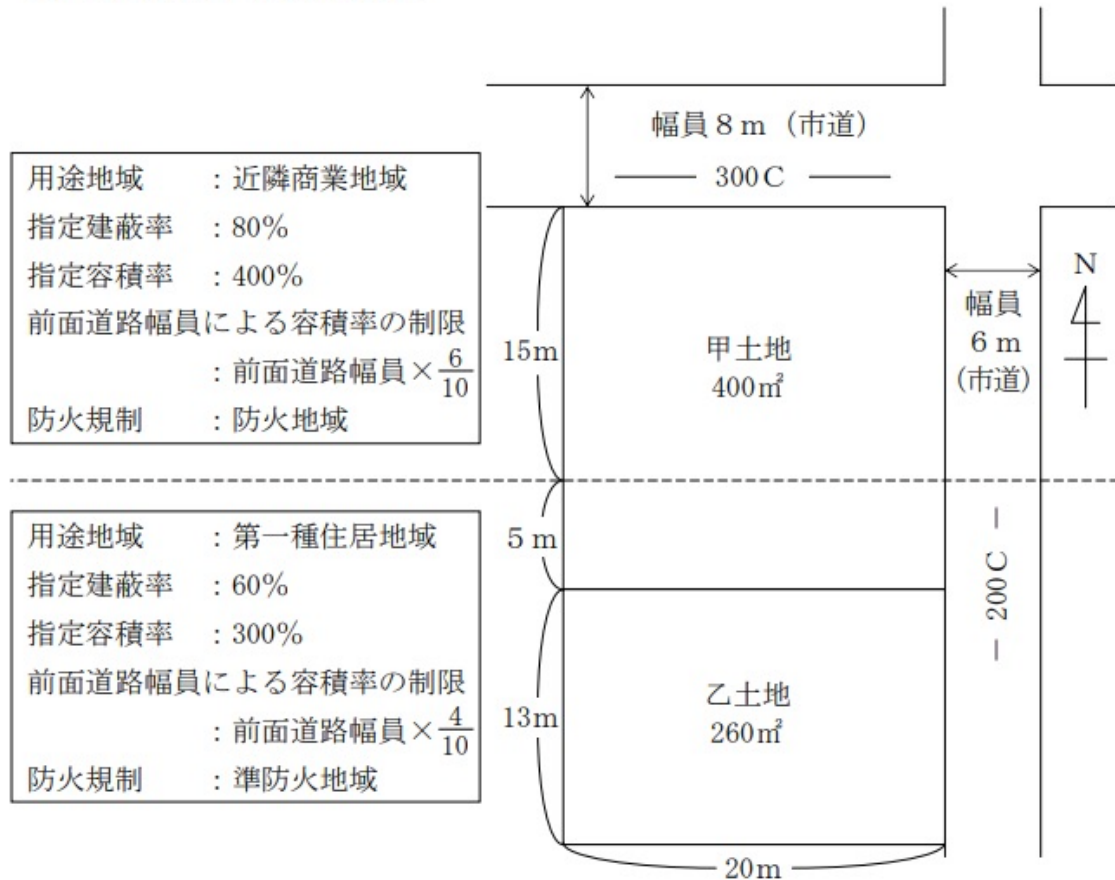
・前面道路の幅員が 12m 未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m 未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10 または 6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

< 甲土地および乙土地の概要 >



本問の場合、幅の広い 8m の道路が前面道路となります。
 12m 未満ですので、前面道路の幅員による容積率を求めます。
 近隣商業地域

$8 \div 6 / 10 = 480\%$ → 指定容積率 400% を使用
 延べ面積の限度 : $300 \text{ m}^2 \times 400\% = 1,200 \text{ m}^2$

第一種住居地域

$8 \div 4 / 10 = 320\%$ → 指定容積率 300% を使用
 延べ面積の限度 : $360 \text{ m}^2 \times 300\% = 1080 \text{ m}^2$

$1,200 \text{ m}^2 + 1080 \text{ m}^2 = 2,280 \text{ m}^2$

従って、正解は『③300% ④2,280 m²』です。

《問 11》 甲土地と乙土地を一体とした土地（以下、「対象地」という）の有効活用に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「対象地に建築物を建築する場合、用途地域による建築物の制限については、その 敷地の全部について、敷地の過半の属する第一種住居地域の建築物の用途に関する規定が適用されます」

② 「賃貸マンションを建築する方法として等価交換方式という手法があります。この方式は、Aさんが所有する土地の上に、事業者が建設資金を負担してマンション等を建設し、完成した建物の住戸等をAさんと事業者がそれぞれの出資割合に応じて取得する手法です」

③ 「対象地に賃貸マンションを建築する場合、当該建築物の中にある駐車場の床面積については、当該建築物の各階の床面積の合計の3分の1を限度として、容積率算定上の延べ面積から除外することができます」

【答え】

①適切○

建築物の敷地が異なる2つの用途地域にわたる場合、敷地の過半の属する用途地域の建築物の用途に関する規定適用されます。

②適切○

等価交換方式とは、土地所有者は土地を出資し、デベロッパーが自らの建設資金で建物を建設することです。それぞれの出資割合に応じて土地・建物を所有する事業方式です。

③不適切×

駐車場の容積率算定上の延べ面積から除外することが可能な面積は、対象となる建築物の1/5です、

《問 12》 甲土地と乙土地を一体とした土地（以下、「対象地」という）の有効活用に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「対象地の面する道路に付された『300C』『200C』の数値は、1 m²当たりの価額を千円単位で表示した相続税路線価です。数値の後に表示されている『C』の記号（アルファベット）は、借地権割合が（ ① ）であることを示しています」

II 「正面と側方に路線がある宅地（角地）の価額は、『（正面路線価×奥行価格補正率＋側方路線価×奥行価格補正率×（ ② ））×地積』の算式により評価します。対象地の場合、正面路線は幅員 8 m 市道になります」

III 「Aさんが対象地に賃貸マンションを建設した場合、相続税額の計算上、対象地は貸家建付地として評価されます。仮に、対象地の自用地価額を 2 億円、借地権割合（ ① ）、借家権割合 30%、賃貸割合 100%とした場合、当該土地の相続税評価額は（ ③ ）となります」

— 〈語句群〉 —

イ. 60% ロ. 70% ハ. 80% ニ. 3,600万円 ホ. 4,200万円
ヘ. 1億5,800万円 ト. 1億6,400万円 チ. 側方路線影響加算率
リ. 二方路線影響加算率 ヌ. 不整形地補正率

【答え】

①路線価とは国税庁が発表する路線価(1m²当たりの価格単位は千円)をもとにし、その宅地の状況や形状などを考慮して計算されるもので、例えば300Cは300千円→30万円で借地権70%

アルファベット 借地権割合	A	B	C	D	E	F	G
	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%

②甲土地のような角地の宅地の評価額を求める場合には、
{ (正面路線価×奥行価格補正率 + 側方路線価×奥行価格補正率×側方路線影響加算率) } ×地積

③・貸家建付地の評価額を求める式は

貸家建付地の評価額＝自用地評価額×(1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合)

2億円×(1－70%×30%×100%)=1億5,800万円

従って、正解は『①ロ, 70% ②チ, 側方路線影響加算率 ③へ, 1億5,800万円』です。

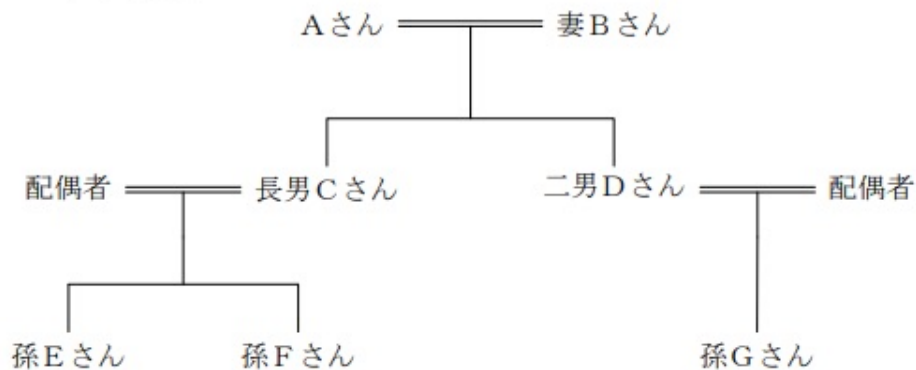
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問 13》～《問 15》）に答えなさい。

《設 例》

株式会社X社（非上場会社・製造業、以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（73歳）は、自宅で妻Bさん（73歳）と長男Cさん（46歳）家族と同居している。Aさんは、3年後をめどに、X社の専務取締役である長男Cさんに事業を承継する予定である。Aさんは、妻Bさんに自宅および相応の現預金等を相続させ、長男CさんにX社株式およびX社本社敷地・建物を承継する予定である。

二男Dさん（41歳）は、県外の企業に勤務しており、地元に戻ってくる予定はない。二男Dさんからは「子どもが大きくなる前に戸建て住宅を購入しようと考えている。資金を援助してほしい」と頼まれている。Aさんは、二男Dさんのために、資金援助をしたいと思っている。

< Aさんの親族関係図 >



< Aさんの主な所有財産（相続税評価額） >

現預金等	:	2億5,000万円
X社株式	:	4億円
自宅敷地（330㎡）	:	8,000万円（注）
自宅建物	:	3,000万円
X社本社敷地（500㎡）	:	9,000万円（注）
X社本社建物	:	5,000万円
合計		9億円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下、「本特例」という)に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「住宅用家屋の取得等に係る契約の締結日が 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日であること、消費 10%により住宅用家屋を取得したことなどの所定の要件を満たした場合、本特例の非課税限度額は省エネ等住宅で最高 3,000 万円、一般住宅で最高 2,000 万円となります」

② 「本特例の適用を受けるためには、二男 D さんの贈与を受けた年分の合計所得金額が 2,000 万円以下であること、取得する住宅用家屋の床面積が 50 m²以上 240 m²以下であることなど、所定の要件を満たす必要があります」

③ 「本特例は、暦年課税の基礎控除または相続時精算課税の特別控除と併用して適用を受けることができます」

【答え】

①不適切×

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受け、2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日の間に、消費税 10%で住宅を取得した場合などの一定要件を満たしている場合、贈与金額のうち省エネ住宅では 1,500 万円、一般住宅では 1,000 万円まで非課税となります。

②適切○

適用を受ける受贈者は、1月1日現在で20歳以上の者で、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者です。

また、取得する住宅用家屋の床面積は50㎡以上240㎡以下でなければいけません。

③適切○

本特例は、暦年課税制度や相続時精算課税制度の特別控除2,500万円と併用することができます。

《問 14》 現時点（2020 年 9 月 13 日）において、A さんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は 9 億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□ □□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額		9 億円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))		□□□万円
相続税の総額の基となる税額		
妻 B さん		□□□万円
長男 C さん		(②) 万円
二男 D さん		□□□万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

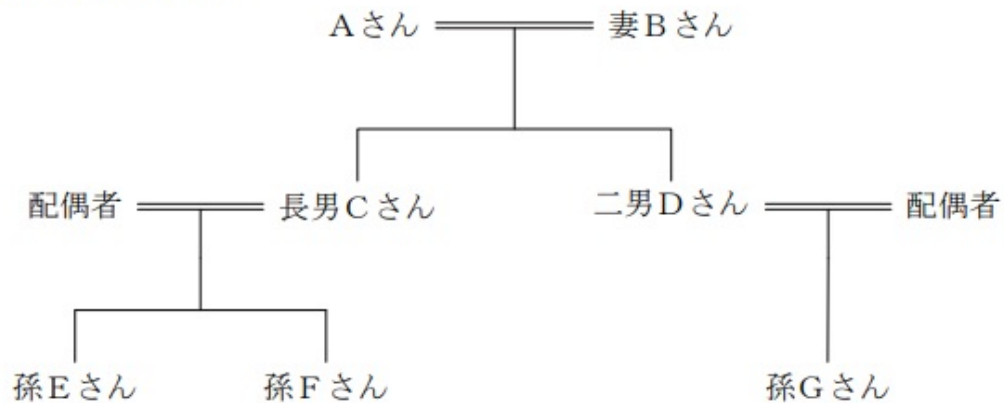
＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1, 000	10%	—
1, 000	～ 3, 000	15%	50万円
3, 000	～ 5, 000	20%	200万円
5, 000	～ 10, 000	30%	700万円
10, 000	～ 20, 000	40%	1, 700万円
20, 000	～ 30, 000	45%	2, 700万円
30, 000	～ 60, 000	50%	4, 200万円

【答え】

①遺産にかかる基礎控除額の算出方法は
3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数です。

< Aさんの親族関係図 >



本問の場合には、配偶者の妻 B さん、子の長男 C さんと二男さんの 3 名です。

3,000 万円 + 600 万円 × 3 = 4,800 万円

従って、遺産総額を 9 億円とすると、課税遺産総額は、
9 億 - 4,800 万円 = 8 億 5,200 万円

課税遺産総額を法定相続人に分配すると

妻 1/2, 子 1/2 (2 名ですので各 1/4)

相続人の範囲と順位、法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第 1 順位	子	1/2 で均等分	1/2	すべてを均等
第 2 順位	直系尊属 父母・祖父 母の順	1/3 で均等分	2/3	すべてを均等
第 3 順位	兄弟姉妹 第 1, 第 2 が いない	1/4 で均等分	3/4	すべてを均等

<資料>相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～ 1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円
20,000	～ 30,000		45%	2,700万円
30,000	～ 60,000		50%	4,200万円

・妻 B さん

8 億 5,200 万円 $\div$ 2 $\times$ 50% - 4,200 万円 = 1 億 7,100 万円
(4 億 2,600 万円)

②・子

8 億 5,200 万円 $\div$ 4 $\times$ 45% - 2,700 万円 = 6,885 万円
(2 億 1,300 万円)

③相続税の総額は

1 億 7,100 万円 + 6,885 万円 + 6,885 万円 = 3 億 870 万円

従って、正解は『①4,800 万円 ②6,885 万円 ③3 億 870 万円』です。

《問 15》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「遺言により、自宅および現預金等を妻Bさん、X社関連の資産（X社株式、X社本社敷地・建物）を長男Cさんに相続させた場合、二男Dさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分算定の基礎となる財産が9億円の場合、二男Dさんの遺留分の金額は、（ ① ） となります」

II 「公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものです。推定相続人である妻Bさんや長男Cさんを証人にすること（ ② ）」

III 「長男CさんがX社本社敷地を相続により取得し、当該敷地について、特定同族会社事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた場合、当該敷地（相続税評価額9,000万円）について、課税価格に算入すべき価額を（ ③ ） とすることができます。なお、自宅敷地とX社本社敷地について、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする場合、（ ④ ）」

— 〈語句群〉 —

イ. 1,800万円 ロ. 3,240万円 ハ. 5,760万円 ニ. 1億1,250万円
ホ. 2億2,500万円 ヘ. 3億円 ト. ができます チ. はできません
リ. 適用対象面積は所定の算式により調整され、完全併用はできません
ヌ. それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます

【答え】

①遺留分とは、一定の相続人が遺留分割合に基づき取得することを保証する制度です。

- ・直系尊属が相続人：各自の法定相続分×財産の1/3
- ・配偶者のみ・子のみ・配偶者と子：各自の法定相続分財産の1/2
- ・兄弟姉妹には遺留分はありません。

従って、二男Dさんの遺留分は法定相続分1/4の更に1/2となります。

9億円÷4=2億2,500万円

2億2,500万円÷2=1億1,250万円(二)

②推定相続人やその配偶者、直系尊属等は公正証書遺言の証人になることは出来ません。(チ)

③小規模宅地の特例を受けた場合に、特定同族会社事業用宅地の場合には敷地面積 400 m²を上限に 80%を減額します。

区分	要件	面積	割合	備考
特定居住用宅地	被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族	330m ²	80%	特定居住用と特定事業用の併用では730m ² まで適用可
・ 特定事業用宅地 ・ 特定同族会社事業用宅地	被相続人の事業用で、取得者が一定の親族	400m ²	80%	相続税申告まで事業を引き継ぐ
貸付事業用宅地	不動産貸付用の宅地（賃貸マンション等）	200m ²	50%	相続税申告期限までに譲渡した場合は除く

・ 特定事業用宅地の減額の計算式は

減額される金額＝宅地の評価額×適用対象となる面積÷宅地総面積×減額割合

< Aさんの主な所有財産（相続税評価額）>

現預金等	:	2億5,000万円
X社株式	:	4億円
自宅敷地（330m ² ）	:	8,000万円
自宅建物	:	3,000万円
X社本社敷地（500m ² ）	:	9,000万円
X社本社建物	:	5,000万円
合計		9億円

減額金額は

$$9,000\text{万円} \times 400\text{m}^2 \div 500\text{m}^2 \times 80\% = 5,760\text{万円}$$

$$\text{※電卓で } 400\text{ m}^2 = 0.0004$$

$$500\text{ m}^2 = 0.0005$$

$$9,000\text{万円} - 5,760\text{万円} = 3,240\text{万円} (\text{ロ})$$

④小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例では、それぞれの宅地の上限面積まで減額対象です。特定居住用宅地等と特定事業用宅地等との併用では調整されません。(730m²まで可)(ヌ)

従って、正解は『①ニ、1億1,250万円 ②チ、はできません ③ロ、3,240万円 ④ヌ、それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます』です。

—終—